

平成 25 年 11 月 19 日（厚生労働省同日発表）

報道関係者 各位

担 当	愛知労働局 職業安定部 職業対策課	
	職業対策課長	吉田 克年
	課長補佐（高齢・障害担当）	鬼頭 雅夫
	地方障害者雇用担当官	出口 義将
		電話：052（219）5507

## 愛知県の障害者雇用状況

# 民間企業の障害者雇用数、過去最高を更新

（平成 25 年 6 月 1 日現在の障害者の雇用状況について）

### 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

愛知労働局では、このほど、県内の民間企業や公的機関などにおける、平成 25 年の障害者雇用状況を集計し、その結果をとりまとめました。

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、本年 6 月 1 日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、雇用義務のある事業主などに報告を求めているものです。

なお、法定雇用率は、平成 25 年 4 月 1 日に改定され、民間企業の場合は現行 1.8%から 2.0%となり、法定雇用義務が 56 人以上の企業から 50 人以上の企業にまで対象が拡大されました。（注）改正があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況。

区 分	企業数 又は機関 数(件)	基礎労働者数 又は職員数 (人)		実雇用率 (%)	全国の状況 (実雇用率) (%)	
			うち障害者 数(人)			
民間企業	一般の民間企業 (2.0%)	5,350 (4,872)	1,488,122.0 (1,469,934.0)	25,066.0 (23,688.0)	1.68 (1.61)	1.76 (1.69)
	特殊法人等 (2.3%)	11 (11)	8747.0 (8,528.5)	196.0 (171.5)	2.24 (2.01)	2.27 (2.13)
	市町村等 (2.3%)	89	69,479.5	1576.5	2.27	2.38
	適用機関	(88)	(68,681.5)	(1,482.5)	(2.16)	(2.30)
地方公共 団体	教育委員会 (2.2%)	2	39,979.0	855.0	2.14	2.01
	適用機関	(2)	(39,974.5)	(786.5)	(1.97)	(1.88)

※（ ）内の数字は平成 24 年 6 月 1 日現在の雇用状況

## 1 民間企業(常用労働者 50 人以上規模の企業)の雇用状況

### (1) 雇用されている障害者の数、実雇用率

- ・雇用障害者数は、前年より 1378.0 人増え、前年比 5.8% 増 (内訳：身体障害者 541.5 人 - 3.0% 増、知的障害者 523.5 人 - 11.7% 増、精神障害者 313 人 - 32.8% 増)、の 25,066.0 人で昨年に引き続き過去最高となった。
- ・雇用者のうち、身体障害者 18,815.0 人 (雇用障害者に占める割合 75.1%)、知的障害者 4,984.0 人 (同 19.9%)、精神障害者 1,267.0 人 (同 5.1%) であった。
- ・実雇用率は 1.68% (前年は 1.61%)、法定雇用率達成企業の割合は 40.6% (前年は 43.8%) であった。

(法定雇用率達成企業割合が減少した要因は、法定雇用率 (民間の場合は 2.0%) が改正されたことにより、新たに 50 人以上 56 人未満規模企業に雇用義務が拡大されたことによるもの。)

(注)「障害者の数」は重度身体 (知的) 障害者 1 人を 2 人に相当するものとしてダブルカウントを行い、短時間労働者 (重度以外) 1 人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントしている。

[P6～7・11 参照]

### (2) 企業規模別の状況

- ・企業規模別にみると、50～100 人未満規模の実雇用率が最も低い雇用率 (1.28%)、次いで報告対象となる企業数では最も多い規模区分である 100～300 人未満規模 (1.37%) となっており、依然として中小企業において障害者雇用が進んでいない現状にある。

[P8・12 参照]

### (3) 産業別の状況



- ・雇用されている障害者数は、「農、林、漁業」が9.0人、「鉱業、採石業、砂利採取業」が6.0人、「建設業」が497.5人、「製造業」が11,784.5人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が474.5人、「情報通信業」が504.0人、「運輸業、郵便業」が1,561.0人、「卸売業、小売業」が3,963.0人、「金融業、保険業」が454.5人、「不動産業、物品賃貸業」が521.0人、「学術研究、専門・技術サービス業」が412.5人、「宿泊業、飲食サービス業」が748.0人、「生活関連サービス業、娯楽業」が363.5人、「教育・学習支援業」が359.0人、「医療・福祉」が1,688.5人、「複合サービス事業」が245.5人、「その他のサービス業」が1,474.0人であった。
- ・産業別の実雇用率では、「鉱業、採石業、砂利採取業」(4.17%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(2.05%)の2業種は法定雇用率を上回っている。
- ・加えて、「製造業」(1.82%)、「不動産業、物品賃貸業」(1.71%)「医療・福祉」(1.81%)「複合サービス事業」(1.70%)の4業種は、民間企業全体の実雇用率1.68%を上回っている。

[P13~16 参照]

#### (4) 法定雇用率未達成企業の状況

- ・平成25年の法定雇用率未達成企業は3,179社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が、59.1%と過半数を占めている。また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が未達成企業に占める割合は、58.0%となっている。

[P17 参照]

- ・500人以上1,000人未満規模企業及び1,000人以上規模企業については、実雇用率は着実に上昇しているものの、法定雇用率達成企業割合については、10%以上減少している。

[P12 参照]

## 2 県・市町村等における雇用状況

### (1) 県・市町村及び公的機関(法定雇用率2.3%適用)

県・市町村及び公的機関に在職している障害者の数は1576.5人、実雇用率は2.27%であった。

[P6・18~19・22~23 参照]

### (2) 法定雇用率2.2%が適用される県教育委員会等

これらの教育委員会に在職している障害者の数は855.0人、実雇用率は2.14%であった。

[P20・23(3)参照]

### (3) 特殊法人等(法定雇用率2.3%適用)

特殊法人、独立行政法人及び大学法人に雇用されている障害者の数は196.0人、実雇用率は2.24%であった。

[P21 参照]

### 3 愛知労働局における障害者雇用対策の取組み

#### (1) 障害者雇用率達成指導

法定雇用率未達成企業の割合向上に向けて、実効性のある助言・指導を強化するとともに、早期に法定雇用率を達成するため、関係機関との連携による個別指導の徹底を図る。

また、公的機関は率先垂範して雇用を進める立場であることから、未達成機関に対して局幹部による指導の徹底を図る。

#### (2) 雇用・福祉・教育・医療等の連携による障害者の自立支援

福祉施設等を利用している障害者、特別支援学校卒業（予定）者の一般就労移行を促進するため、ハローワークが中心となり、労働・福祉・医療・保健・教育等の分野の支援関係者による「障害者就労支援チーム」を設置し、障害者の就職準備から職場定着までの一連の個別支援を実施していく。

#### (3) 関係機関等の連携及び各種支援策の進捗状況

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知障害者職業センターをはじめ、愛知県、名古屋市、障害者就業・生活支援センター（県内11ヵ所）及び県内の各種障害者支援団体等との有機的な連携により、最近増加している精神障害者への対応も踏まえ、支援機関を利用している障害者を対象とした就職面接会を開催するなど、全ての障害者の雇用促進のため、以下に掲げる各種支援策などを推進する。

#### ○ 障害者就職面接会

- ・一般求職者対象（年4回のうち、2回は実施済）

三河地区：平成25年9月3日（火）開催（会場：刈谷市産業振興センター、参加企業・求職者：46社・217人）

名古屋・尾張地区：平成25年9月20日（金）開催（会場：愛知県体育館、参加企業・求職者：174社・578人）

三河地区：平成26年2月6日（木）開催予定（会場：刈谷市豊橋）

名古屋・尾張地区：平成26年2月27日（木）開催予定（会場：愛知県体育館）

- ・大学等学卒者対象（年1回開催）（平成25年7月実施済）

#### ○ 障害者雇用促進トップセミナー

平成26年1月17日（金）開催予定（会場：中区役所ホール）

#### ○ 障害者福祉施設・特別支援学校等を対象とした事業

- ・就労支援担当者向け対象セミナーの開催
- ・事業所見学会の開催
- ・障害者就労アドバイザーを活用したアドバイスの実施
- ・職場実習の推進
- ・職場実習のための事業所面談会（特別支援学校生徒対象）

#### ○ 発達障害者等就労支援連絡協議会（年1回 平成26年3月開催予定）

#### ○ 施設訓練・委託訓練事業

- ・多様な訓練科目に対する障害者への受講斡旋・指導

## 平成 25 年 6 月 1 日現在における障害者の雇用状況 <目次>

### <総括表>

- 1 民間企業における雇用状況  
民間企業(法定雇用率 2.0%) . . . . . P6
- 2 地方公共団体における任用状況
  - (1) 愛知県、及び市町村等の機関 . . . . . P6
  - (2) 法定雇用率 2.2%が適用される都道府県等の教育委員会 . . . . . P6
  - (3) 特殊法人等 . . . . . P6

### <詳細表>

- 1 民間企業における雇用状況
  - (1) 民間企業における障害者の雇用状況(グラフ) . . . . . P7
  - (2) 企業規模別状況(グラフ) . . . . . P8
  - (3) 法定雇用率とは . . . . . P9
  - (4) 障害者雇用率達成指導の流れ . . . . . P10
  - (5) 民間企業における雇用状況(法定雇用率 2.0%) (詳細表) . . . . . P11~16
  - (6) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数 . . . . . P17
- 2 公的機関における任免状況
  - (1) 愛知県及び関係機関(法定雇用率 2.3%) 概況・障害種別在職状況 . . . . . P18
  - (2) 市町村及び関係機関(法定雇用率 2.3%) 概況・障害種別在職状況 . . . . . P19
  - (3) 県教育委員会等(法定雇用率 2.2%) 概況・障害種別在職状況 . . . . . P20
  - (4) 特殊法人等(法定雇用率 2.3%) 概況・障害種別在職状況 . . . . . P21
  - (5) 各公的機関の状況(詳細表) . . . . . P22~24
- 3 雇用状況の推移(愛知県・全国)  
民間企業における障害者雇用状況の推移 . . . . . P25

平成25年6月1日現在における障害者の雇用状況 (総括表)

1 民間企業における雇用状況 (法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
民間企業	1,488,122.0人	25,066.0人	1.68%	2,171 / 5,350	40.6%
	(1,469,934.0人)	(23,688.0人)	(1.61%)	(2,132 / 4,872)	(43.8%)

2 公的機関における任用状況

(1) 愛知県、及び市町村等 (法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	69,479.5人	1,576.5人	2.27%	69 / 89	77.5%
	(68,681.5人)	(1,482.5人)	(2.16%)	(68 / 88)	(77.3%)
愛知県 (知事部局、及びその他の県機関の合計)	11,739.0人	288.5人	2.46%	5 / 6	83.3%
	(11,886.5人)	(281.5人)	(2.37%)	(6 / 6)	(100.0%)
市町村	49,177.5人	1,102.5人	2.24%	40 / 54	74.1%
	(48,198.0人)	(1,026.5人)	(2.13%)	(40 / 54)	(74.1%)
その他の市町村機関	8,563.0人	185.5人	2.17%	24 / 28	85.7%
	(8,597.0人)	(174.5人)	(2.03%)	(22 / 28)	(78.6%)

(2) 法定雇用率2.2%が適用される都道府県等の教育委員会 (法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
教育委員会 (県・名古屋市)	39,979.0人	855.0人	2.14%	1 / 2	50.0%
	(39,974.5人)	(786.5人)	(1.97%)	(1 / 2)	(50.0%)

3 特殊法人等における雇用状況 (法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
計	8,747.0人	196.0人	2.24%	9 / 11	81.8%
	(8,528.5人)	(171.5人)	(2.01%)	(7 / 11)	(63.6%)
特殊法人	1,202.0人	29.0人	2.41%	5 / 5	100.0%
	(1,173.5人)	(25.5人)	(2.17%)	(4 / 5)	(80.0%)
大学法人 (国立・公立)	7,545.5人	167.0人	2.21%	4 / 6	66.7%
	(7,355.0人)	(146.0人)	(1.99%)	(3 / 6)	(50.0%)

注1: 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

注2: 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注3: 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注4: 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

注5: ( )内は、平成24年6月1日現在の数値である。

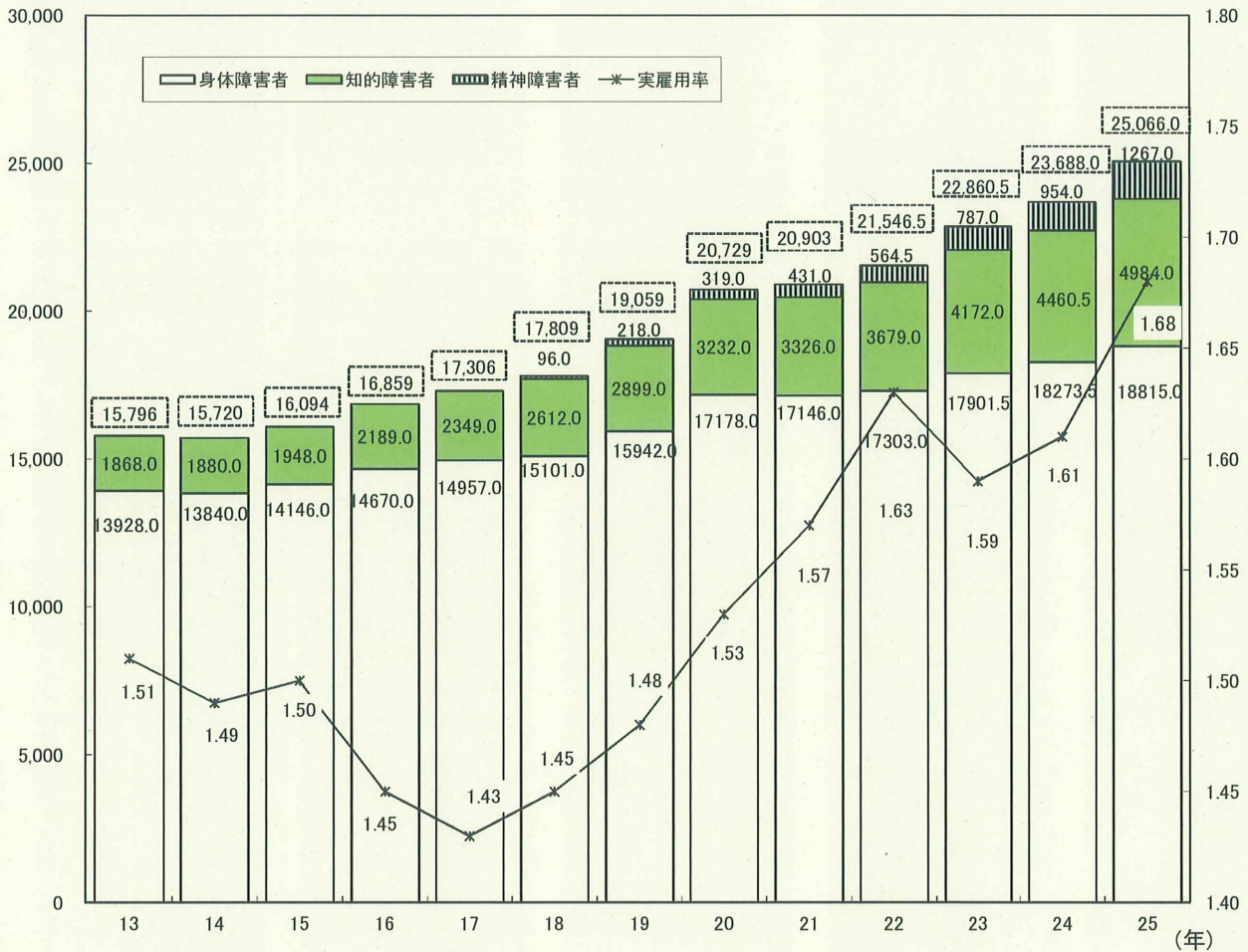
注6: 「特殊法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第2号の「国立大学法人」、同表第10号の「地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社」等を指す。

## 民間企業における障害者の雇用状況 (グラフ)

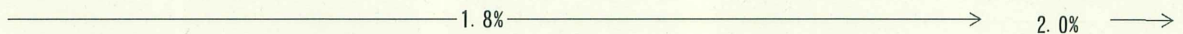
### (1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

<障害者の数 (人)>

<実雇用率 (%)>



<法定雇用率>



注1：雇用義務のある企業（50人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

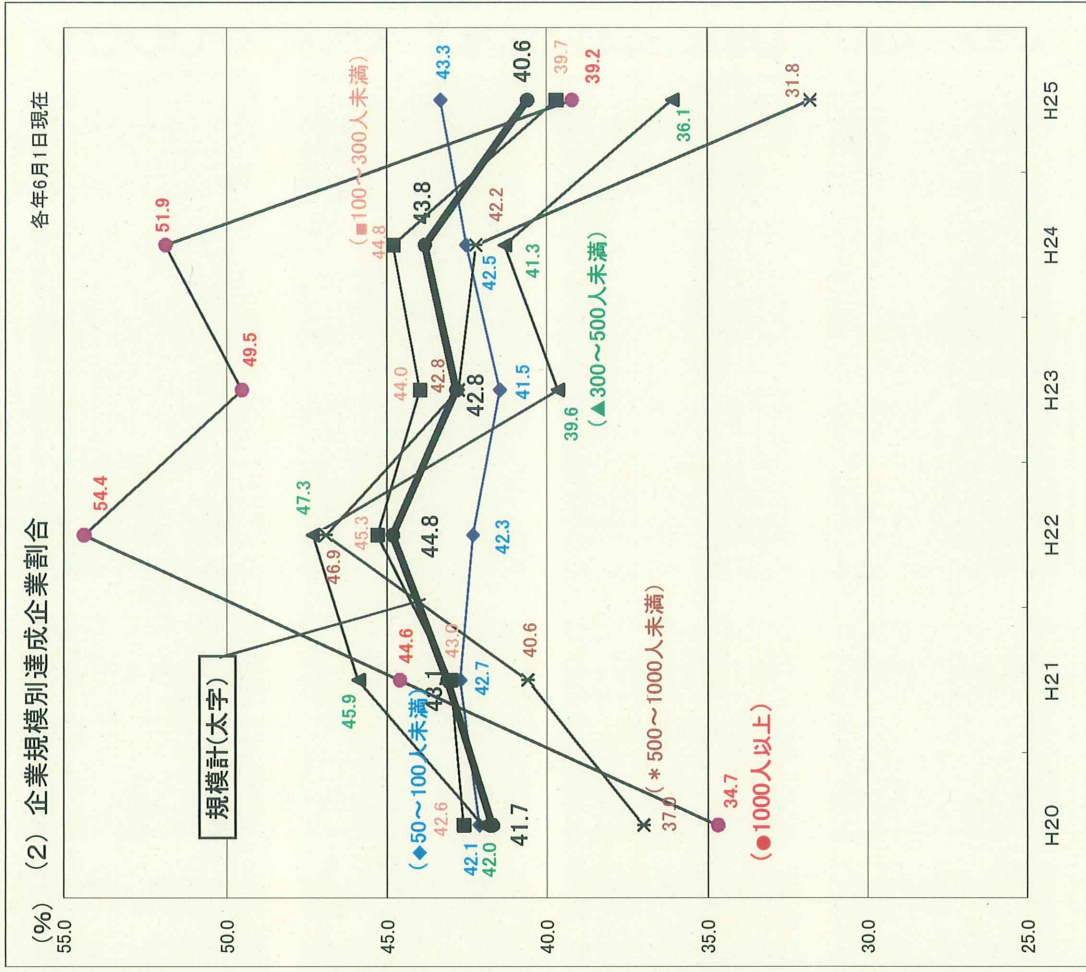
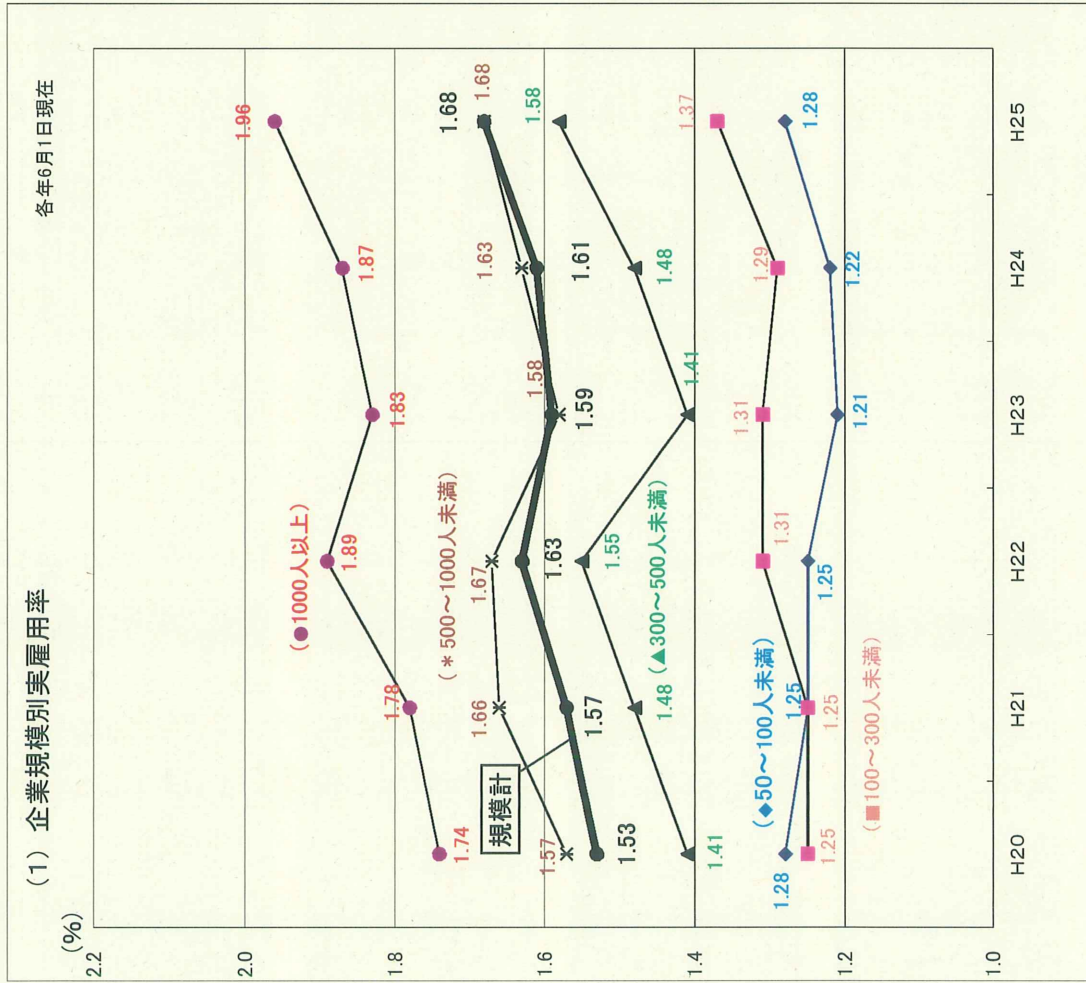
平成17年度まで  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者

平成23年度以降  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者  
 精神障害者  
 身体障害者である短時間労働者  
 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）  
 知的障害者である短時間労働者  
 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）  
 精神障害者である短時間労働者  
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成18年度以降  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者  
 精神障害者  
 精神障害者である短時間労働者  
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

注3：法定雇用率は平成25年4月1日に1.8%（56人以上規模の企業）から2.0%（50人以上規模の企業）に改定されています。

# 企業規模別状況 (グラフ)





## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …… 2.0%  
(50人以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …… 2.3%  
(労働者数43.5人以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等)
- 国、地方公共団体 …… 2.3%  
(43.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …… 2.2%  
(45.5人以上規模の機関)

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

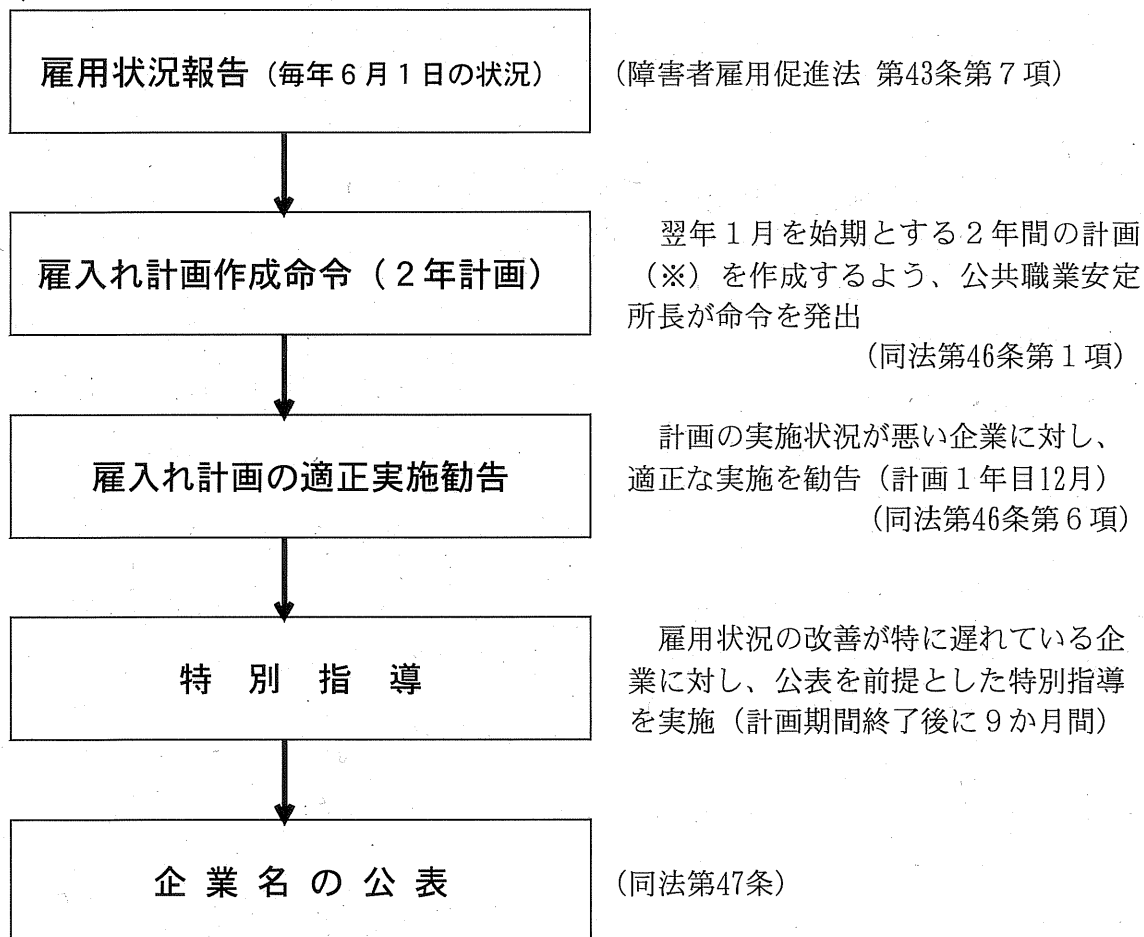
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントされる。

※ 法定雇用率については、平成25年4月1日に改定となり、それぞれ一般の民間企業：1.8%→2.0%、特殊法人等・国・地方公共団体：2.1%→2.3%、都道府県等の教育委員会：2.0%→2.2%となった。

## ◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 「障害者雇入れ計画」作成命令の発出基準

- ① 「実雇用率が全国平均値未満、かつ不足数5人以上」の場合
- ② 「実雇用率に関係なく、不足数10名以上」の場合
- ③ 「法定雇用数が3人又は4人であり、雇用障害者数が0人 (実雇用率が0%)」の場合

○ 企業名の公表

平成4年1社、平成19年1社

※平成23年12月31日以前の日を始期とする雇入れ計画の計画期間は3年間

(詳細表)

1 民間企業における雇用状況 (法定雇用率2.0%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数		③ 障害者の数		④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である労働者	C. 重度身体障害者及び重度知的障害者である労働者	D. 重度身体障害者及び重度知的障害者である労働者				E. 計 $A \times 2 + B + C + D$
民間企業	5,350 (4,872)	1,488,122.0 (1,469,934.0)	5,873 (5,636)	599 (548)	12,041 (11,311)	1,360 (1,114)	25,066.0 (23,688.0)	2,171 (2,132)	40.6 (43.8)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数											
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である労働者	c. 重度身体障害者である労働者	d. 重度身体障害者である労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分										
民間企業	25,066.0 (23,688.0)	5,153 (5,019)	424 (381)	7,766 (7,584)	638 (541)	18815.0 (18273.5)	1446.0 (1138.5)	720 (617)	175 (167)	3,171 (2,897)	396 (325)	4,984.0 (4,460.5)	697.5 (505.0)	1,104 (830)	326 (248)	1,267.0 (954.0)	321.5 (162.5)

(1) (1) ①表の注)

- 注1: ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2: ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度身体障害者及び知的障害者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3: A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4: F欄の「うち新規雇用分」は、平成24年6月1日現在の数値である。
- 5: ( )内は平成24年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(1) (1) ②表の注)

- 注1: ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2: ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3: ④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4: ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5: ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6: ( )内は平成24年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数 企業数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数		③ 障害者の数				④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用 障害者数 企業の数	⑥ 法定雇用 障害者数 企業の割合
		A. 重度身体障害者 及び重度知的障害者 の労働者数	B. 重度身体障害者 及び重度知的障害者 の労働者数 のうち 短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 の労働者数	D. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 の労働者数 のうち 短時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇用分			
規模計	5,350 (4,872)	1,488,122.0 (1,469,934)	587.3 (5,636)	12,041 (11,311)	1,360 (1,114)	25,066.0 (23,688.0)	2,456.0 (1,806.0)	1.68 (1.61)	2,171 (2,132)	40.6 (43.8)
50~100未満	2,358 (1,887)	164,376.0 (138,223.5)	403 (333)	1,174 (915)	132 (130)	2,099.0 (1,688.0)	160.5 (121.0)	1.28 (1.22)	1,022 (802)	43.3 (42.5)
100~300未満	2,082 (2,089)	325,168.5 (326,844.5)	874 (844)	2,368 (2,252)	362 (290)	4,460.0 (4,219.0)	445.0 (402.5)	1.37 (1.29)	826 (935)	39.7 (44.8)
300~500未満	418 (409)	152,098.0 (148,883.0)	506 (457)	1,242 (1,173)	165 (112)	2,409.5 (2,207.0)	242.0 (194.0)	1.58 (1.48)	151 (169)	36.1 (41.3)
500~1,000未満	280 (277)	182,214.0 (181,604.5)	697 (695)	1,470 (1,386)	190 (175)	3,055.0 (2,951.5)	356.0 (258.0)	1.68 (1.63)	89 (117)	31.8 (42.2)
1,000以上	212 (210)	664,265.5 (674,378.5)	3,393 (3,307)	5,787 (5,585)	511 (407)	13,042.5 (12,622.5)	1,252.5 (830.5)	1.96 (1.87)	83 (109)	39.2 (51.9)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数						
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者 のうち 短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者 のうち 短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者 のうち 短時間労働者	c. 計 $a + b$	d. 計 $a + b + c + d \times 0.5$	e. 計 $c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	a. 重度精神障害者	b. 重度精神障害者 のうち 短時間労働者	c. 計 $a + b$	d. 計 $a + b + c + d \times 0.5$	e. 計 $c + d \times 0.5$
規模計	25,066.0 (23,688.0)	5,153 (5,019)	424 (381)	7,766 (7,584)	638 (541)	18,815.0 (18,273.5)	1,446.0 (1,138.5)	720 (617)	175 (167)	3,171 (2,897)	396 (325)	4,984.0 (4,460.5)	1,104 (830)	326 (248)	1,267.0 (954.0)	697.5 (505.0)	312.5 (162.5)
50~100未満	2,099.0 (1,688.0)	306 (263)	33 (29)	769 (590)	66 (50)	1,447.0 (1,170.0)	1,446.0 (1,138.5)	97 (70)	20 (13)	336 (275)	48 (64)	574.0 (460.0)	69 (50)	18 (16)	78.0 (58.0)		
100~300未満	4,460.0 (4,219.0)	728 (708)	114 (92)	1,578 (1,562)	176 (147)	3,236.0 (3,143.5)	1,446.0 (1,138.5)	146 (136)	49 (42)	583 (544)	97 (70)	972.5 (893.0)	207 (146)	89 (73)	251.5 (182.5)		
300~500未満	2,409.5 (2,207.0)	468 (408)	51 (48)	849 (828)	83 (65)	1,857.5 (1,724.5)	1,446.0 (1,138.5)	48 (49)	22 (16)	269 (262)	49 (32)	411.5 (392.0)	124 (83)	33 (15)	140.5 (90.5)		
500~1,000未満	3,055.0 (2,951.5)	611 (604)	69 (60)	953 (946)	84 (88)	2,286.0 (2,258.0)	1,446.0 (1,138.5)	86 (91)	27 (28)	338 (309)	71 (58)	572.5 (548.0)	179 (131)	35 (29)	196.5 (145.5)		
1,000以上	13,042.5 (12,622.5)	3,050 (3,036)	157 (152)	3,617 (3,658)	229 (191)	9,888.5 (9,977.5)	1,446.0 (1,138.5)	343 (271)	57 (68)	1,645 (1,507)	131 (101)	2,453.5 (2,167.5)	525 (420)	151 (115)	600.5 (477.5)		

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数 ( )	② 法定雇用障害者の算定 の基礎となる労働者数		③ 障害者の数				④ 実雇用率 E÷②×100 ( )	⑤ 法定雇用率達成企 業の数	⑥ 法定雇用率達成企 業の割合 ( )	
		A. 重度身体障害者 及び重度知的障 害者	B. 重度身体障害者 及び重度知的障 害者である短時 間労働者	C. 重度以外の身体 障害者、知的障 害者及び精神障 害者	D. 重度以外の身体 障害者及び知的障 害者並びに精神障 害者である短時間 労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用分				
産業計	5,350 ( 4,872 )	1,488,122.0 ( 1,469,934.0 )	5,873 ( 5,636 )	599 ( 548 )	12,041 ( 11,311 )	1360 ( 1114 )	25,066.0 ( 23,688.0 )	2,456.0 ( 1,806.0 )	1.68 ( 1.61 )	2,171 ( 2,132 )	40.6 ( 43.8 )
農、林、漁業	6 ( 4 )	581.5 ( 486.0 )	2 ( 4 )	0 ( 0 )	5 ( 5 )	0 ( 0 )	9.0 ( 13.0 )	0.0 ( 0.0 )	1.55 ( 2.67 )	3 ( 3 )	50.0 ( 75.0 )
鉱業・採石業・ 砂利採取業	2 ( 3 )	144.0 ( 580.0 )	2 ( 3 )	0 ( 1 )	2 ( 2 )	0 ( 0 )	6.0 ( 9.0 )	0.0 ( 0.0 )	4.17 ( 1.55 )	2 ( 2 )	100.0 ( 66.7 )
建設業	165 ( 143 )	32,170.0 ( 30,971.5 )	112 ( 103 )	13 ( 8 )	255 ( 213 )	11 ( 9 )	497.5 ( 431.5 )	50.5 ( 35.0 )	1.55 ( 1.39 )	67 ( 55 )	40.6 ( 38.5 )
製造業	1,893 ( 1,753 )	648,887.5 ( 637,361.5 )	2,998 ( 2,890 )	96 ( 79 )	5,584 ( 5,259 )	217 ( 185 )	11,784.5 ( 11,210.5 )	698.0 ( 627.5 )	1.82 ( 1.76 )	912 ( 924 )	48.2 ( 52.7 )
電気・ガス・熱供給・水 道業	8 ( 9 )	23,182.0 ( 23,128.0 )	119 ( 107 )	4 ( 5 )	230 ( 219 )	5 ( 3 )	474.5 ( 439.5 )	44.0 ( 12.0 )	2.05 ( 1.90 )	6 ( 4 )	75.0 ( 44.4 )
情報通信業	174 ( 150 )	39,712.5 ( 37,164.5 )	127 ( 121 )	5 ( 4 )	242 ( 201 )	6 ( 2 )	504.0 ( 448.0 )	68.5 ( 46.0 )	1.27 ( 1.21 )	39 ( 35 )	22.4 ( 23.3 )
運輸業、郵便業	479 ( 451 )	97,577.0 ( 111,887.5 )	285 ( 351 )	39 ( 38 )	888 ( 978 )	128 ( 113 )	1,561.0 ( 1,774.5 )	133.0 ( 137.5 )	1.60 ( 1.59 )	222 ( 223 )	46.3 ( 49.4 )
卸売・小売業	861 ( 774 )	253,514.5 ( 253,871.5 )	874 ( 822 )	160 ( 159 )	1,884 ( 1,837 )	342 ( 288 )	3,963.0 ( 3,784.0 )	632.5 ( 421.5 )	1.56 ( 1.49 )	244 ( 253 )	28.3 ( 32.7 )
金融・保険	46 ( 43 )	27,230.5 ( 27,461.5 )	106 ( 103 )	10 ( 9 )	228 ( 214 )	9 ( 11 )	454.5 ( 434.5 )	40.5 ( 42.5 )	1.67 ( 1.58 )	15 ( 20 )	32.6 ( 46.5 )
不動産業 物品賃貸業	79 ( 70 )	30,546.5 ( 28,674.0 )	96 ( 85 )	17 ( 12 )	273 ( 233 )	78 ( 61 )	521.0 ( 445.5 )	103.0 ( 40.0 )	1.71 ( 1.55 )	23 ( 22 )	29.1 ( 31.4 )
学術研究、専門 ・技術サービス業	151 ( 127 )	30,825.0 ( 27,572.5 )	107 ( 94 )	8 ( 9 )	182 ( 146 )	17 ( 12 )	412.5 ( 349.0 )	46.5 ( 17.5 )	1.34 ( 1.27 )	38 ( 37 )	25.2 ( 29.1 )
宿泊業・ 飲食サービス業	137 ( 126 )	44,784.0 ( 42,944.0 )	142 ( 116 )	63 ( 63 )	354 ( 320 )	94 ( 75 )	748.0 ( 652.5 )	123.0 ( 89.0 )	1.67 ( 1.52 )	58 ( 50 )	42.3 ( 39.7 )
生活関連サービ ス業 ・娯楽業	199 ( 182 )	30,496.0 ( 28,515.0 )	70 ( 62 )	22 ( 11 )	166 ( 142 )	71 ( 46 )	363.5 ( 300.0 )	56.0 ( 27.5 )	1.19 ( 1.05 )	53 ( 49 )	26.6 ( 26.9 )
教育 ・学習支援業	103 ( 98 )	26,915.5 ( 25,807.5 )	96 ( 91 )	7 ( 13 )	153 ( 135 )	14 ( 5 )	359.0 ( 332.5 )	47.5 ( 22.5 )	1.33 ( 1.29 )	34 ( 34 )	33.0 ( 34.7 )
医療・福祉	528 ( 472 )	93,322.5 ( 86,538.0 )	361 ( 335 )	102 ( 89 )	748 ( 651 )	233 ( 192 )	1,688.5 ( 1,506.0 )	212.0 ( 155.0 )	1.81 ( 1.74 )	257 ( 230 )	48.7 ( 48.7 )
複合サービス事業	36 ( 34 )	14,429.5 ( 14,360.0 )	58 ( 53 )	7 ( 3 )	116 ( 104 )	13 ( 6 )	245.5 ( 216.0 )	26.5 ( 18.5 )	1.70 ( 1.50 )	14 ( 15 )	38.9 ( 44.1 )
その他のサービス業	483 ( 433 )	93,803.5 ( 92,611.0 )	318 ( 296 )	46 ( 45 )	731 ( 652 )	122 ( 106 )	1,474.0 ( 1,342.0 )	174.5 ( 114.0 )	1.57 ( 1.45 )	184 ( 176 )	38.1 ( 40.6 )

※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数						② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
	a. 障害者	b. 重度身体障害者	c. 重度身体障害者である短時間労働者	d. 重度以外の身体障害者	e. 計 a+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の知的障害者	e. 計 a+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分		
産業計	25,066.0 (23,688.0)	5,153 (5,019)	424 (381)	7,766 (7,584)	18,815.0 (18,273.5)	1,446.0 (1,138.5)	720 (617)	175 (167)	3,171 (2,897)	396 (325)	4,984.0 (4,460.5)	697.5 (505.0)	1,104 (880)	326 (248)	1,104 (880)	326 (248)	1,657.0 (954.0)	321.5 (162.5)						
農、林、漁業	9.0 (13.0)	2 (4)	0 (0)	1 (1)	5.0 (9.0)		0 (0)	0 (0)	4 (2)	0 (0)	4.0 (2.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (2.0)							
鉱業・採石業 ・砂利採取業	6.0 (9.0)	2 (3)	0 (1)	2 (2)	6.0 (9.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)							
建設業	497.5 (431.5)	112 (103)	13 (8)	223 (189)	464.0 (406.0)		0 (0)	8 (6)	0 (0)	8.0 (8.0)			24 (16)	3 (3)	24 (16)	25.5 (17.5)								
製造業	11,784.5 (11,210.5)	2,755 (2,666)	67 (58)	3,527 (3,409)	9,176.0 (8,854.5)		243 (224)	29 (21)	1,676 (1,562)	52 (54)	2,217.0 (2,058.0)		381 (288)	21 (20)	381 (288)	391.5 (298.0)								
電気・ガス・熱供給 ・水道業	474.5 (439.5)	113 (101)	4 (5)	188 (185)	419.5 (392.5)		6 (6)	0 (0)	29 (28)	0 (0)	41.0 (40.0)		13 (6)	2 (2)	13 (6)	14.0 (7.0)								
情報通信業	504.0 (448.0)	126 (120)	4 (4)	201 (176)	457.5 (420.0)		1 (1)	1 (0)	1 (0)	4.0 (2.0)			40 (25)	5 (2)	40 (25)	42.5 (26.0)								
運輸業・郵便業	1,561.0 (1,774.5)	264 (333)	32 (31)	678 (778)	1,274.0 (1,514.5)		21 (18)	7 (7)	135 (131)	36 (20)	202.0 (184.0)		75 (69)	20 (14)	75 (69)	85.0 (76.0)								
卸売・小売業	3,963.0 (3,784.0)	668 (644)	104 (89)	1,065 (1,083)	2,569.0 (2,516.0)		206 (178)	56 (70)	611 (591)	106 (88)	1,132.0 (1,061.0)		208 (163)	108 (88)	208 (163)	262.0 (207.0)								
金融・保険	454.5 (434.5)	106 (103)	10 (9)	200 (188)	426.5 (407.0)		0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	6.0 (6.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								
不動産業・ 物品賃貸業	521.0 (445.5)	85 (78)	17 (9)	126 (120)	323.0 (293.0)		11 (7)	0 (3)	92 (77)	24 (24)	126.0 (106.0)		55 (36)	34 (21)	55 (36)	72.0 (46.5)								
学術研究・専門 ・技術サービス業	412.5 (349.0)	107 (94)	8 (7)	142 (120)	370.5 (320.5)		0 (0)	0 (2)	4 (3)	2 (0)	5.0 (5.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								
宿泊業・飲食店 業	748.0 (652.5)	82 (69)	29 (32)	148 (153)	358.5 (335.5)		60 (47)	34 (31)	163 (138)	35 (29)	334.5 (277.5)		43 (29)	24 (21)	43 (29)	55.0 (39.5)								
生活関連サービス業・娯楽業	363.5 (300.0)	46 (43)	17 (8)	91 (79)	213.5 (184.5)		24 (19)	5 (3)	60 (51)	20 (9)	123.0 (96.5)		15 (12)	24 (14)	15 (12)	27.0 (19.0)								
教育・学習支援業	359.0 (332.5)	94 (89)	7 (13)	132 (119)	331.5 (312.5)		2 (2)	0 (0)	9 (6)	3 (0)	14.5 (10.0)		12 (10)	2 (0)	12 (10)	13.0 (10.0)								
医療・福祉	1,688.5 (1,506.0)	292 (270)	68 (62)	462 (428)	1,156.5 (1,062.0)		69 (65)	34 (27)	212 (168)	81 (81)	424.5 (365.5)		74 (55)	67 (47)	74 (55)	107.5 (78.5)								
複合サービス事業	245.5 (216.0)	45 (43)	4 (2)	63 (59)	161.5 (149.5)		13 (10)	3 (1)	37 (33)	2 (1)	67.0 (54.5)		16 (12)	2 (0)	16 (12)	17.0 (12.0)								
その他の サービス業	1,474.0 (1,342.0)	254 (256)	40 (43)	517 (495)	1,102.5 (1,087.5)		64 (40)	6 (2)	124 (93)	35 (19)	275.5 (184.5)		90 (64)	12 (12)	90 (64)	96.0 (70.0)								

※ 産業計はその他分類不詳の産業を含む。

③ 製造業における雇用状況(概況)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A. 重度身体障 害者及び重 度の知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重 度の知的障 害者である 労働者	C. 重度以外の身 体障害者、知 的障害者及び 精神障害者	D. 重度以外の身 体障害者、知 的障害者及び 精神障害者 のうち 精神障害者 である 労働者	E. 重度以外の身体計 画障害者及び知 的障害者並びに 精神障害者であ る短時間労働者			
製造業計	1,893 (1,753)	648,887.5 (637,361.5)	96 (79)	5,584 (5,259)	217 (185)	11,784.5 (11,210.5)	698.0 (627.5)	1.82 (1.76)	912 (924)	48.2 (52.7)
食料品・たばこ	214 (201)	50,939.5 (49,502.5)	26 (19)	595 (526)	66 (58)	944.0 (836.0)	111.5 (90.0)	1.85 (1.69)	118 (109)	55.1 (54.2)
繊維・衣服	65 (55)	9,243.0 (7,300.0)	5 (1)	94 (81)	6 (10)	136.0 (119.0)	7.0 (11.5)	1.47 (1.63)	33 (32)	50.8 (58.2)
木材・家具	38 (30)	5,024.0 (4,489.5)	1 (1)	46 (40)	0 (0)	79.0 (69.0)	7.0 (8.0)	1.57 (1.54)	23 (18)	60.5 (60.0)
ハルブ・紙・印刷	115 (101)	18,226.0 (17,783.5)	5 (7)	154 (145)	10 (9)	262.0 (254.5)	10.5 (8.0)	1.44 (1.43)	50 (47)	43.5 (46.5)
化学工業	167 (165)	32,740.5 (32,468.5)	9 (8)	290 (268)	19 (21)	534.5 (504.5)	37.0 (34.5)	1.63 (1.55)	84 (84)	50.3 (50.9)
窯業・土石	70 (61)	25,504.5 (18,751.0)	1 (0)	211 (148)	12 (14)	458.0 (305.0)	24.0 (15.0)	1.80 (1.63)	36 (33)	51.4 (54.1)
鉄鋼	60 (57)	13,568.0 (13,169.0)	5 (3)	133 (112)	2 (0)	247.0 (207.0)	13.5 (8.0)	1.82 (1.57)	33 (27)	55.0 (47.4)
非鉄金属	43 (38)	4,907.0 (4,369.5)	3 (0)	45 (52)	5 (4)	104.5 (102.0)	1.0 (8.0)	2.13 (2.33)	19 (20)	44.2 (52.6)
金属製品	171 (153)	23,530.0 (22,445.0)	2 (1)	249 (226)	7 (6)	386.5 (372.0)	15.0 (18.0)	1.64 (1.66)	89 (88)	52.0 (57.5)
電気機械	120 (107)	76,701.0 (81,585.5)	3 (4)	475 (490)	10 (6)	1,465.0 (1,499.0)	61.5 (51.5)	1.91 (1.84)	53 (53)	44.2 (49.5)
その他機械	661 (635)	354,759.0 (353,070.5)	34 (30)	2,953 (2,871)	65 (50)	6,637.5 (6,450.0)	368.0 (341.5)	1.87 (1.83)	304 (335)	46.0 (52.8)
その他	169 (150)	33,745.0 (32,427.0)	2 (5)	339 (300)	15 (7)	530.5 (492.5)	42.0 (33.5)	1.57 (1.52)	70 (78)	41.4 (52.0)

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数					② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数									
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 $c + d \times 0.5$	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者
製造業計	11,784.5 (11,210.5)	67 (58)	3,527 (3,409)	144 (111)	9176.0 (8854.5)	243 (224)	29 (21)	1,676 (1,562)	52 (54)	2,217.0 (2,058.0)	381 (288)	21 (20)	391.5 (298.0)	2,755 (2,666)	67 (58)	3,527 (3,409)	144 (111)	2,755 (2,666)	29 (21)	1,676 (1,562)	52 (54)	2,217.0 (2,058.0)	381 (288)	21 (20)	391.5 (298.0)
食料品・たばこ	944.0 (836.0)	15 (11)	212 (199)	41 (31)	433.5 (391.5)	52 (48)	11 (8)	357 (310)	19 (23)	481.5 (425.5)	26 (17)	6 (4)	29.0 (19.0)	93 (83)	15 (11)	212 (199)	41 (31)	93 (83)	11 (8)	357 (310)	19 (23)	481.5 (425.5)	26 (17)	6 (4)	29.0 (19.0)
繊維・衣服	136.0 (119.0)	1 (1)	66 (54)	2 (3)	94.0 (80.5)	4 (4)	4 (0)	24 (25)	1 (4)	36.5 (35.0)	4 (2)	3 (3)	5.5 (3.5)	13 (12)	1 (1)	66 (54)	2 (3)	13 (12)	4 (0)	24 (25)	1 (4)	36.5 (35.0)	4 (2)	3 (3)	5.5 (3.5)
木材・家具	79.0 (69.0)	1 (1)	28 (22)	0 (0)	57.0 (51.0)	2 (0)	0 (0)	12 (13)	0 (0)	16.0 (13.0)	6 (5)	0 (0)	6.0 (5.0)	14 (14)	1 (1)	28 (22)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	12 (13)	0 (0)	16.0 (13.0)	6 (5)	0 (0)	6.0 (5.0)
ハルブ・紙・印刷	262.0 (254.5)	4 (6)	101 (96)	8 (7)	195.0 (195.5)	6 (4)	1 (1)	47 (43)	2 (2)	61.0 (53.0)	6 (6)	0 (0)	6.0 (6.0)	43 (45)	4 (6)	101 (96)	8 (7)	43 (45)	1 (1)	47 (43)	2 (2)	61.0 (53.0)	6 (6)	0 (0)	6.0 (6.0)
化学工業	534.5 (504.5)	7 (7)	183 (180)	10 (9)	391.0 (379.5)	15 (15)	2 (1)	86 (75)	4 (5)	120.0 (108.5)	21 (13)	5 (7)	23.5 (16.5)	98 (94)	7 (7)	183 (180)	10 (9)	98 (94)	2 (1)	86 (75)	4 (5)	120.0 (108.5)	21 (13)	5 (7)	23.5 (16.5)
窯業・土石	458.0 (305.0)	1 (0)	144 (104)	9 (9)	375.5 (244.5)	7 (7)	0 (0)	53 (38)	3 (4)	68.5 (54.0)	14 (6)	0 (1)	14.0 (6.5)	113 (68)	1 (0)	144 (104)	9 (9)	113 (68)	0 (0)	53 (38)	3 (4)	68.5 (54.0)	14 (6)	0 (1)	14.0 (6.5)
鉄鋼	247.0 (207.0)	5 (3)	99 (86)	2 (0)	213.0 (181.0)	0 (0)	0 (0)	20 (16)	0 (0)	20.0 (16.0)	14 (10)	0 (0)	14.0 (10.0)	54 (46)	5 (3)	99 (86)	2 (0)	54 (46)	0 (0)	20 (16)	0 (0)	20.0 (16.0)	14 (10)	0 (0)	14.0 (10.0)
非鉄金属	104.5 (102.0)	2 (0)	24 (24)	1 (0)	60.5 (52.0)	10 (10)	1 (0)	20 (25)	4 (4)	43.0 (47.0)	1 (3)	0 (0)	1.0 (3.0)	17 (14)	2 (0)	24 (24)	1 (0)	17 (14)	1 (0)	20 (25)	4 (4)	43.0 (47.0)	1 (3)	0 (0)	1.0 (3.0)
金属製品	386.5 (372.0)	2 (1)	143 (131)	6 (5)	244.0 (242.5)	18 (17)	0 (0)	83 (83)	1 (1)	119.5 (117.5)	23 (12)	0 (0)	23.0 (12.0)	48 (54)	2 (1)	143 (131)	6 (5)	48 (54)	0 (0)	83 (83)	1 (1)	119.5 (117.5)	23 (12)	0 (0)	23.0 (12.0)
電気機械	1,465.0 (1,499.0)	3 (4)	358 (372)	5 (3)	1321.5 (1355.5)	12 (12)	0 (0)	73 (82)	5 (3)	99.5 (107.5)	44 (36)	0 (0)	44.0 (36.0)	479 (489)	3 (4)	358 (372)	5 (3)	479 (489)	0 (0)	73 (82)	5 (3)	99.5 (107.5)	44 (36)	0 (0)	44.0 (36.0)
その他機械	6,637.5 (6,450.0)	25 (22)	1,980 (1,971)	51 (39)	5434.5 (5340.5)	107 (98)	9 (8)	785 (741)	7 (7)	1,011.5 (948.5)	188 (159)	7 (4)	191.5 (161.0)	1,702 (1,664)	25 (22)	1,980 (1,971)	51 (39)	1,702 (1,664)	9 (8)	785 (741)	7 (7)	1,011.5 (948.5)	188 (159)	7 (4)	191.5 (161.0)
その他	530.5 (492.5)	1 (2)	189 (170)	9 (5)	356.5 (340.5)	10 (9)	1 (3)	116 (111)	6 (1)	140.0 (132.5)	34 (19)	0 (1)	34.0 (19.5)	81 (83)	1 (2)	189 (170)	9 (5)	81 (83)	1 (3)	116 (111)	6 (1)	140.0 (132.5)	34 (19)	0 (1)	34.0 (19.5)



(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	① 法定雇用率未 達成企業の数	② 不足数 (①の内訳)										③ ①のうち雇用障害 者数が50人である 企業数	
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人又は5人	5.5人又は6人	6.5人又は7人	7.5人又は8人	8.5人又は9人	9.5人以上 20人以下		20.5人以上
規模計	3,179 (100.0%)	1,879 (59.1%)	697 (21.9%)	288 (9.1%)	157 (4.9%)	71 (2.2%)	33 (1.0%)	13 (0.4%)	12 (0.4%)	6 (0.2%)	19 (0.6%)	4 (0.1%)	1,845 (58.0%)
50-100人未満	1,336 (100.0%)	1,336 (100.0%)											1,295 (96.9%)
100-300人未満	1,256 (100.0%)	443 (35.3%)	587 (46.7%)	179 (14.3%)	42 (3.3%)	5 (0.4%)							547 (43.6%)
300-500人未満	267 (100.0%)	56 (21.0%)	52 (19.5%)	59 (22.1%)	62 (23.2%)	19 (7.1%)	15 (5.6%)	3 (1.1%)	1 (0.4%)				2 (0.7%)
500-1,000人未満	191 (100.0%)	31 (16.2%)	36 (18.8%)	33 (17.3%)	40 (20.9%)	21 (11.0%)	12 (6.3%)	6 (3.1%)	6 (3.1%)	0 (0.0%)	6 (3.1%)		1 (0.5%)
1,000人以上	129 (100.0%)	13 (10.1%)	22 (17.1%)	17 (13.2%)	13 (10.1%)	26 (20.2%)	6 (4.7%)	4 (3.1%)	5 (3.9%)	6 (4.7%)	13 (10.1%)	4 (3.1%)	0 (0.0%)

注1： ( )内は、当該企業規模階級内における構成比。

注2： ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならぬ障害者の数。

(詳細表)

2 公的機関における任用状況

(1) 愛知県及び関係機関 (法定雇用率2.3%)

① 概況

区分	① 機関数		② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数		③ 障害者の数		④ 実雇用率		⑤ 法定雇用率		⑥ 法定雇用率達成機関の割合		
	機関	人	A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	E÷②×100	機関	%	達成機関の数	%
愛知県及び関係機関	6	11,739.0	60	5	155	17	288.5	18.0	2.46	5	83.3	6	( 100.0 )
	( 6 )	( 11,886.5 )	( 61 )	( 6 )	( 147 )	( 13 )	( 281.5 )	( 20.5 )	( 2.37 )	( 6 )	( 100.0 )	( 6 )	( 100.0 )

② 障害種別別在職状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数					
	人	( )	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	g. 精神障害者	h. 精神障害者である短時間勤務職員	i. 計 g+d×0.5	j. うち新規雇用分
愛知県及び関係機関	288.5	( 281.5 )	60	5	144	17	277.5	17.0	6	0	6.0	0.0
	( 281.5 )	( 61 )	( 61 )	( 6 )	( 136 )	( 13 )	( 270.5 )	( 19.5 )	( 6 )	( 0 )	( 6.0 )	( 0.0 )

(2) (1) ①表の注

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除職外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- F欄の「うち新規雇用分」は平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ( )内は平成24年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) (1) ②表の注

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- ④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントしている。
- ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- ⑤③④f欄の「うち新規雇用分」は平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ( )内は平成24年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

① 市町村及び関係機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数		③ 障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
		A. 重度身体障 害者及び重 度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重 度知的障 害者である 短時間勤 務職員	C. 重度以外の 身体障害者 、知的障害 者及び精神 障害者	D. 重度以外の 身体障害者 、知的障害 者並びに精 神障害者で ある短時間勤 務職員	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇用 分	人			
市町村計	83 ( 82 )	57,740.5 ( 56,795.0 )	7 ( 10 )	679 ( 642 )	28 ( 26 )	1,288.0 ( 1,201.0 )	115.0 ( 82.0 )	2.23 ( 2.11 )	64 ( 62 )	77.1 ( 75.6 )	
市町村	54 ( 54 )	49,177.5 ( 48,198.0 )	7 ( 10 )	590 ( 551 )	23 ( 19 )	1,102.5 ( 1,026.5 )	90.5 ( 68.5 )	2.24 ( 2.13 )	40 ( 40 )	74.1 ( 74.1 )	
その他の 関係機関	29 ( 28 )	8,563.0 ( 8,597.0 )	0 ( 0 )	89 ( 91 )	5 ( 7 )	185.5 ( 174.5 )	24.5 ( 13.5 )	2.17 ( 2.03 )	24 ( 22 )	82.8 ( 78.6 )	

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数						
	a. 重度身体障 害者	b. 重度身体障 害者である短 時間勤務職 員	c. 重度以外の 身体障害者 、知的障害者 である短時 間勤務職員	d. 重度以外の 身体障害者 、知的障害者 である短時 間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用 分	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的障 害者である短 時間勤務職 員	c. 重度以外の 知的障害者 である短時 間勤務職員	d. 重度以外の 知的障害者 である短時 間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用 分	c. 精神障害者 である短時 間勤務職員	d. 精神障害者 である短時 間勤務職員	e. 計 $c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用 分	
市町村計	1,288.0 ( 1,201.0 )	290 ( 265 )	7 ( 9 )	563 ( 542 )	23 ( 20 )	1161.5 ( 1091.0 )	102.5 ( 73.0 )	4 ( 3 )	0 ( 1 )	52 ( 46 )	2 ( 3 )	61.0 ( 54.5 )	8.5 ( 6.0 )	64 ( 54 )	3 ( 3 )	65.5 ( 55.5 )	4.0 ( 3.0 )
市町村	1,102.5 ( 1,026.5 )	243 ( 225 )	7 ( 9 )	488 ( 461 )	18 ( 13 )	990.0 ( 926.5 )	83.0 ( 61.5 )	4 ( 3 )	0 ( 1 )	43 ( 40 )	2 ( 3 )	52.0 ( 48.5 )	3.5 ( 4.0 )	59 ( 50 )	3 ( 3 )	60.5 ( 51.5 )	4.0 ( 3.0 )
その他の 関係機関	185.5 ( 174.5 )	47 ( 40 )	0 ( 0 )	75 ( 81 )	5 ( 7 )	171.5 ( 164.5 )	19.5 ( 11.5 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	9 ( 6 )	0 ( 0 )	9.0 ( 6.0 )	5.0 ( 2.0 )	5 ( 4 )	0 ( 0 )	5.0 ( 4.0 )	0.0 ( 0.0 )



(詳細表)

3 特殊法人等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 $A+B+C+D$			
計	11 ( 11 )	8,747.0 ( 8,528.5 )	56 ( 49 )	0 ( 3 )	82 ( 69 )	4 ( 3 )	196.0 ( 171.5 )	2.24 ( 2.01 )	9 ( 7 )	81.8 ( 63.6 )
特殊法人	5 ( 5 )	1,202.0 ( 1,173.5 )	7 ( 6 )	0 ( 3 )	15 ( 10 )	0 ( 1 )	29.0 ( 25.5 )	2.41 ( 2.17 )	5 ( 4 )	100.0 ( 80.0 )
大学法人 (国立・公立)	6 ( 6 )	7,545.0 ( 7,355.0 )	49 ( 43 )	0 ( 0 )	67 ( 59 )	4 ( 2 )	167.0 ( 146.0 )	2.21 ( 1.99 )	4 ( 3 )	66.7 ( 50.0 )

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数				② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数			
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a+b+c+d \times 0.5$	f. うち新規雇用分 $b+d \times 0.5$	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分 $b + c$	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 $c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分
計	196.0 ( 171.5 )	0 ( 3 )	52 ( 50 )	4 ( 3 )	136.0 ( 128.5 )	18.0 ( 15.0 )	15 ( 12 )	0 ( 0 )	21 ( 10 )	51.0 ( 34.0 )	17.0 ( 14.0 )	9 ( 9 )	0 ( 0 )	9.0 ( 9.0 )	2.0 ( 1.0 )	
特殊法人	29.0 ( 25.5 )	0 ( 3 )	14 ( 10 )	0 ( 1 )	28.0 ( 25.5 )	1.0 ( 2.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )	1.0 ( 0.0 )	1.0 ( 0.0 )	
大学法人 (国立・公立)	167.0 ( 146.0 )	0 ( 0 )	38 ( 40 )	4 ( 2 )	108.0 ( 103.0 )	17.0 ( 13.0 )	15 ( 12 )	0 ( 0 )	21 ( 10 )	51.0 ( 34.0 )	17.0 ( 14.0 )	8 ( 9 )	0 ( 0 )	8.0 ( 9.0 )	1.0 ( 1.0 )	

## 4 各公的機関の状況

(詳細表)

(1)愛知県及び関係機関(法定雇用率2.3% 基礎職員数43.5人以上)

① 機関名	②法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備考
愛知県知事部局	9,127.5	226.0	2.48%	0.0	
愛知県議会事務局	66.5	1.0	1.50%	0.0	
愛知県企業庁	396.5	12.0	3.03%	0.0	
愛知県病院事業庁	665.5	16.0	2.40%	0.0	
名古屋港管理組合	324.0	5.0	1.54%	2.0	
愛知県警察本部	1,159.0	28.5	2.46%	0.0	

(2)市町村及び関係機関(法定雇用率2.3% 基礎職員数43.5人以上)

① 機関名	②法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備考
名古屋市	14,227.5	331.5	2.33%	0.0	
豊橋市	3,048.5	64.5	2.12%	5.5	特例認定あり注4
岡崎市	2,728.0	63.0	2.31%	0.0	特例認定あり注4
一宮市	1,708.0	32.0	1.87%	7.0	
瀬戸市	919.0	22.0	2.39%	0.0	特例認定あり注4
半田市	899.0	23.0	2.56%	0.0	特例認定あり注4
春日井市	2,240.0	51.5	2.30%	0.0	特例認定あり注4
豊川市	1,607.5	39.5	2.46%	0.0	特例認定あり注4
津島市	627.0	12.0	1.91%	2.0	特例認定あり注4
碧南市	525.0	9.0	1.71%	3.0	
刈谷市	698.0	18.0	2.58%	0.0	
豊田市	2,362.0	49.5	2.10%	4.5	
安城市	724.0	18.0	2.49%	0.0	
西尾市	1,094.0	16.0	1.46%	9.0	
蒲郡市	935.5	20.0	2.14%	1.0	特例認定あり注4
犬山市	443.0	14.0	3.16%	0.0	
常滑市	322.0	7.0	2.17%	0.0	
江南市	574.5	14.5	2.52%	0.0	特例認定あり注4
小牧市	1,075.0	25.0	2.33%	0.0	特例認定あり注4
稲沢市	1,340.0	29.5	2.20%	0.5	特例認定あり注4
新城市	545.0	15.0	2.75%	0.0	
東海市	624.0	14.5	2.32%	0.0	特例認定あり注4
大府市	443.0	13.0	2.93%	0.0	特例認定あり注4
知多市	435.0	11.0	2.53%	0.0	
知立市	441.5	10.0	2.27%	0.0	特例認定あり注4
尾張旭市	442.5	7.5	1.69%	2.5	
高浜市	208.0	6.0	2.88%	0.0	
岩倉市	305.0	8.0	2.62%	0.0	特例認定あり注4
豊明市	549.0	12.5	2.28%	0.0	特例認定あり注4
日進市	356.0	10.0	2.81%	0.0	
田原市	541.0	13.0	2.40%	0.0	特例認定あり注4
愛西市	521.0	11.0	2.11%	0.0	特例認定あり注4
清須市	311.0	5.0	1.61%	2.0	
北名古屋市	582.5	12.0	2.06%	1.0	
みよし市	468.0	8.5	1.82%	1.5	特例認定あり注4
弥富市	257.0	5.0	1.95%	0.0	
あま市	549.0	15.0	2.73%	0.0	
長久手市	326.0	8.0	2.45%	0.0	
東郷町	273.0	7.0	2.56%	0.0	特例認定あり注4

① 機 関 名	②法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備 考
豊山町	123.0	2.0	1.63%	0.0	
大口町	243.5	6.0	2.46%	0.0	特例認定あり注4
扶桑町	206.0	4.0	1.94%	0.0	特例認定あり注4
大治町	118.0	2.0	1.69%	0.0	
蟹江町	163.0	3.0	1.84%	0.0	
飛島村	71.0	1.0	1.41%	0.0	
阿久比町	248.0	5.0	2.02%	0.0	特例認定あり注4
東浦町	346.5	8.0	2.31%	0.0	特例認定あり注4
南知多町	178.0	3.0	1.69%	1.0	特例認定あり注4
美浜町	215.5	4.0	1.86%	0.0	特例認定あり注4
武豊町	289.0	6.0	2.08%	0.0	特例認定あり注4
幸田町	212.5	1.0	0.47%	3.0	
設楽町	112.0	4.0	3.57%	0.0	
東栄町	65.0	1.0	1.54%	0.0	
豊根村	68.5	1.0	1.46%	0.0	
一宮市教育委員会	201.5	4.0	1.99%	0.0	
碧南市教育委員会	93.0	2.0	2.15%	0.0	
刈谷市教育委員会	146.0	3.0	2.05%	0.0	
豊田市教育委員会	360.5	8.0	2.22%	0.0	
安城市教育委員会	114.0	1.0	0.88%	1.0	
西尾市教育委員会	118.0	2.0	1.69%	0.0	
犬山市教育委員会	48.0	2.0	4.17%	0.0	
常滑市教育委員会	51.0	1.0	1.96%	0.0	
新城市教育委員会	58.0	1.0	1.72%	0.0	
知多市教育委員会	67.0	1.0	1.49%	0.0	
尾張旭市教育委員会	68.0	2.0	2.94%	0.0	
日進市教育委員会	52.0	3.0	5.77%	0.0	
清須市教育委員会	66.0	1.0	1.52%	0.0	
あま市教育委員会	137.5	3.5	2.55%	0.0	
北名古屋市教育委員会	171.0	3.0	1.75%	0.0	
長久手市教育委員会	88.0	2.0	2.27%	0.0	
名古屋市交通局	1,648.0	45.0	2.73%	0.0	
名古屋市上下水道局	2,116.0	48.0	2.27%	0.0	
一宮市上下水道部	213.5	4.0	1.87%	0.0	
豊田市上下水道局	194.0	6.0	3.09%	0.0	
一宮市病院事業部	604.5	6.0	0.99%	7.0	
名古屋市病院局	793.0	12.0	1.51%	6.0	
常滑市民病院	154.0	4.0	2.60%	0.0	
愛知中部水道企業団	107.0	3.0	2.80%	0.0	
公立陶生病院組合	452.5	11.0	2.43%	0.0	
西知多医療厚生組合	289.0	5.0	1.73%	1.0	
海部地区環境事務組合	54.0	2.0	3.70%	0.0	
北名古屋水道企業団	45.5	0.0	0.00%	1.0	
名古屋市会事務局	52.5	1.0	1.90%	0.0	

(3)法定雇用率2.2%が適用される県教育委員会等(基礎職員数45.5人以上)

① 機 関 名	②法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備 考
愛知県教育委員会	29,730.5	659.0	2.22%	0.0	
名古屋市教育委員会	10,248.5	196.0	1.91%	29.0	

(4)特殊法人等(法定雇用率2.3% 基礎労働者数43.5人以上)

① 機関名	②法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備考
国立長寿医療研究センター	511.0	11.0	2.15%	0.0	
愛知県住宅供給公社	171.5	6.0	3.50%	0.0	
愛知県道路公社	67.5	2.0	2.96%	0.0	
名古屋高速道路公社	191.0	4.0	2.09%	0.0	
名古屋市住宅供給公社	261.0	6.0	2.30%	0.0	
愛知県公立大学法人	350.0	2.0	0.57%	6.0	
名古屋工業大学	504.0	12.0	2.38%	0.0	
名古屋大学	4349.0	102.0	2.35%	0.0	
名古屋市立大学	1510.5	28.5	1.89%	5.5	
豊橋技術科学大学	341.5	11.5	3.37%	0.0	
愛知教育大学	489.5	11.0	2.25%	0.0	

注1： ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2： ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3： ⑤欄の「不足数」とは、②欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から③欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4： 備考の「特例認定あり」とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものであり、平成25年6月1日現在、本取扱いの認定を受けている機関は下表のとおりである。

県内の地方自治体の特例認定一覧

市町村(A)	みなされることとなる機関(B)		
稲沢市	稲沢市教育委員会		
津島市	津島市教育委員会		
知立市	知立市教育委員会		
江南市	江南市教育委員会		
東郷町	東郷町教育委員会		
瀬戸市	瀬戸市教育委員会		
半田市	半田市教育委員会		
扶桑町	扶桑町教育委員会		
みよし市	みよし市教育委員会	みよし市病院事業	
豊橋市	豊橋市教育委員会	豊橋市上下水道局	
豊川市	豊川市教育委員会	豊川市病院事業	
岡崎市	岡崎市教育委員会		
小牧市	小牧市教育委員会		
南知多町	南知多町教育委員会		
蒲郡市	蒲郡市教育委員会		
東海市	東海市教育委員会		
東浦町	東浦町教育委員会	東浦町監査委員事務局	東浦町議会事務局
田原市	田原市教育委員会	田原市水道事業	
美浜町	美浜町教育委員会		
豊明市	豊明市教育委員会		
愛西市	愛西市教育委員会		
武豊町	武豊町教育委員会		
大府市	大府市教育委員会		
岩倉市	岩倉市教育委員会		
春日井市	春日井市教育委員会		
阿久比町	阿久比町教育委員会		
大口町	大口町教育委員会		



# 民間企業における障害者雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年度	愛知県		全国		法定雇用率 (%)
	障害者数 (カウント人)	雇用率 (%)	障害者数 (カウント人)	雇用率 (%)	
S52	8,204	1.24	128,429	1.09	1.5
S53	8,039	1.22	126,493	1.11	
S54	8,157	1.23	128,493	1.12	
S55	8,427	1.25	135,228	1.13	
S56	9,036	1.30	144,713	1.18	
S57	9,570	1.31	152,603	1.22	
S58	9,743	1.32	155,515	1.23	
S59	10,016	1.33	159,909	1.25	
S60	10,415	1.35	168,276	1.26	
S61	10,732	1.36	170,247	1.26	
S62	11,048	1.37	171,880	1.25	1.6
S63	11,704	1.41	187,115	1.31	
H1	12,608	1.41	195,276	1.32	
H2	13,064	1.42	203,634	1.32	
H3	13,692	1.42	214,814	1.32	
H4	14,337	1.43	229,627	1.36	
H5	14,745	1.46	240,985	1.41	
H6	14,531	1.46	245,348	1.44	
H7	14,688	1.46	247,077	1.45	
H8	14,691	1.47	247,982	1.47	
H9	14,949	1.47	250,030	1.47	
H10	15,034	1.47	251,443	1.48	1.8
H11	15,496	1.49	254,562	1.49	
H12	15,714	1.51	252,836	1.49	
H13	15,796	1.51	252,870	1.49	
H14	15,720	1.49	246,284	1.47	
H15	16,094	1.50	247,093	1.48	
H16	16,859	1.45	257,939	1.46	
H17	17,306	1.43	269,066	1.49	
H18	17,809	1.45	283,750.5	1.52	
H19	19,059	1.48	302,716.0	1.55	
H20	20,729	1.53	325,603.0	1.59	
H21	20,903	1.57	332,811.5	1.63	
H22	21,546.5	1.63	342,973.5	1.68	
H23	22,860.5	1.59	366,199.0	1.65	
H24	23,688.0	1.61	382,363.5	1.69	
H25	25,066.0	1.68	408,947.5	1.76	2.0

S52~  
・ 重度身体障害者をダブルカウント

S63~  
・ 知的障害者を算入

H5~  
・ 重度知的障害者をダブルカウント  
・ 短時間労働者である重度身体障害者及び知的障害者（1人と加計）を算入

H16~  
・ 一定の業種についての除外率10%引下げ

H18~  
・ 精神障害者を算入  
(短時間労働者である精神障害者については0.5人加計)

H23~  
・ 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5加計)を算入  
・ 一定の業種についての除外率10%引下げ

H25~  
・ 法定雇用率2.0%